

# JIS

## アクセシブルデザインー住宅設備機器

JIS S 0024 : 2023

令和 5 年 3 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	藤本 浩志	早稲田大学
(委員)	石原 恵子	広島国際大学
	伊藤 納奈	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
	柏本 英子	公益社団法人日本介護福祉士会
	鹿野 歩子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	河村 真紀子	主婦連合会
	北風 晴司	一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会
	倉片 憲治	早稲田大学
	黒岩 嘉弘	公益財団法人テクノエイド協会
	齋藤 直人	日本生活協同組合連合会
	園山 洋一	公益社団法人日本包装技術協会
	高橋 美和子	一般社団法人人間生活工学研究センター
	二瓶 美里	東京大学
	根村 玲子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	藤木 和子	日本障害者協議会
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	森田 朝子	一般財団法人在宅ケアもの・こと・思い研究所
	山口 玲子	一般財団法人日本消費者協会
	渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 16.5.20 改正：令和 5.3.20

官 報 掲 載 日：令和 5.3.20

原案作成協力者：一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会

(〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-17-8 浜町平和ビル TEL 03-5640-0901)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会 (委員長 藤本 浩志)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 一般原則	3
4.1 多様な利用者のニーズ及び使用環境への配慮	3
4.2 表示要素の分かりやすさへの配慮	3
4.3 操作要素の取扱いのしやすさへの配慮	3
4.4 身体の特徴に合わせた形状及び寸法への配慮	3
5 要求項目	3
5.1 一般	3
5.2 表示要素	3
5.3 操作要素	4
5.4 形状及び寸法	6
6 対象となる設備機器の種類	7
6.1 外回りの設備機器	7
6.2 内装の設備機器	7
6.3 水回りの設備機器	7
6.4 電気及び報知の設備機器	7
6.5 エネルギー関連の設備機器	7
6.6 集合住宅共用部の設備機器	7
附属書 A (参考) 設備機器に関連する要求項目の例	9
参考文献	15
解 説	16

## まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS S 0024:2004** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# アクセシブルデザイン—住宅設備機器

## Accessible design— Accessibility requirements for housing equipment

### 1 適用範囲

この規格は、高齢者及び障害のある人を含めた日常生活に何らかの不便さを感じている人々が快適に生活できるように、戸建て住宅及び集合住宅（以下、住宅という。）に設置する住宅設備機器（以下、設備機器という。）の設計をする際の指針として留意すべき事項について規定する。設備機器としてインターホン、ルームエアコンディショナ、ビルトイン機器及び温水洗浄便座など取付工事によって住宅及び設備機器に設置される家電製品に適用する。ただし、テレビジョン、冷蔵庫、洗濯機、電話機、扇風機など単体で使用され、利用者が意図的に移動させることができる家電製品には適用しない。配管又は配線には適用しない。なお、ユーザー個々の症状、障害によって異なる特定のニーズの中には、この規格に記載の配慮によって対応ができないものがある。

この規格は、住宅の設計段階で設置する設備機器の選定においても活用可能である。

**注記** 設備機器の設置の要否及び住宅のどの位置に設置するかは、建築設計の分野であり、この規格では規定していない。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS S 0011** 高齢者・障害者配慮設計指針—消費生活用製品における凸点及び凸バー

**JIS S 0013** アクセシブルデザイン—消費生活用製品の報知音

**JIS S 0015** アクセシブルデザイン—消費生活用製品の音声案内

**JIS S 0043** アクセシブルデザイン—視覚に障害のある人々が利用する取扱説明書の作成における配慮事項

**JIS S 0052** 高齢者・障害者配慮設計指針—触覚情報—触知図形の基本設計方法

**JIS T 0921** アクセシブルデザイン—標識、設備及び機器への点字の適用方法

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。